

入札公告に記載する「主たる営業所」について

主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいいます。

通常は本社、本店等でありますが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

このため、入札公告において、入札参加資格要件として表示するにあたっては、疑義が生じないよう「主たる営業所」という表現を使っています。

なお、主たる営業所の所在地は、建設業の許可申請や建設工事入札参加資格審査申請において記載していただくこととなっています。申請書の控えをお持ちの方は、そちらでご確認ください。